

高所得層の給与所得控除の見直し

- 給与所得控除については、給与所得者の必要経費(勤務関係経費と考えられる支出額)に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要。
 - このため、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を次のとおり漸次引き下げる。
 - 平成28年分 1,200万円(控除額230万円)
 - 平成29年分以後 1,000万円(控除額220万円)
- (注) 年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

(給与所得控除額)

